

務	00	01	10年
(令和14年3月末まで保存)			

生 企 第 3 8 7 号
令 和 4 年 3 月 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出制度の適正な運用について
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第29条の規定による申出への対応については、「銃砲刀剣類所持等取締法における申出制度の適正な実施について」（平成23年4月1日付け青警本保第384号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、令和4年3月15日から以下により実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達については、本通達の実施をもって廃止する。

記

1 申出の範囲

(1) 趣旨及び内容

銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類は人を殺傷する能力を有する危険物であることから、不適格者がこれを所持した場合には、凶悪犯罪に悪用されるおそれがあるのみならず、付近の住民に著しい不安感を与え、国民の安全・安心に対する重大な脅威となる。

そこで、付近住民等の不安感の解消を図るとともに、不適格者に関する情報を早期に把握し、銃砲等又は刀剣類による危害を防止するため、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第29条では、何人も、付近に居住する者等で銃砲等又は刀剣類を所持するものが、その言動等から当該銃砲等又は刀剣類により人の生命、身体等を害するおそれがあると思料するときは、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、その旨を申し出ることができることを規定している。

(2) 解釈

ア 法第29条第1項中「同居する者」とは、同一の住居で日常生活を共にして

いる者で親族には限られないが、「同居」とは法第5条第5項の「同居の親族」と同じ概念である。

具体的には、同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしている全くの別世帯とみなされるものは、同居とは認められないが、家計は別でも食事や入浴等は共にしている等共同生活の実態がある場合には同居と認められると考えられる。

イ 法第29条第1項中「付近に居住する者」とは、申出の対象者の近くに居住する者をいい、その範囲は社会通念により判断される。

ウ 法第29条第1項中「勤務先が同じである者」とは、通常勤務している場所が同じである者をいう。ただし、申出制度の趣旨が自らの「身近」に銃砲等又は刀剣類の所持者がいることに係る不安感の解消等にあることに鑑みれば、例えば、同一の建物内にある別会社に勤務している場合や同一の会社法人であるが支店が異なる場合は「勤務先が同じ」には当たらないと考えられる。

エ 法第29条第1項中「他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると思料する」とは、銃砲等又は刀剣類を所持させることが他人の生命、身体、財産や公共の安全に対する脅威を与えること又は自殺のおそれがあると思われる事情があれば足り、欠格事由に該当することについて、客観的・合理的な根拠があることまでは要しない。

オ 申出は、許可を受けて銃砲等又は刀剣類を所持する者に係るものに限られず、例えば、指定射撃場の設置者又は管理者など、許可を受けずに銃砲等又は刀剣類を所持する者に係るものも含まれる。

カ なお、申出とは、進んで申し出る行為を意味するところ、例えば、警察が調査をした際の不適格者に関する情報の全てが法第29条の規定による申出に該当することにはならない。調査の際に聴取した情報については、情報が提供された際の経緯に着目し、積極的に情報が提供された場合には、その他の要件を満たせば申出に該当すると認められる。また、そうでない場合でも住民から申出として処理をしてほしいとの意思があるか否かにより、判断することとする。

(3) 警察安全相談や苦情の申出との関係

銃砲等又は刀剣類を所持する者に関し、警察に対して提供される情報は、必ずしも法第29条の規定による申出である旨を明示した形で寄せられるわけではなく、警察安全相談や警察法（昭和29年法律第162号）第79条の苦情の申出等の形でなされることも想定される。

そこで、これらの相談や苦情の申出等への対応に際しては、提供された情報の内容を実質的に判断し、法第29条の規定による申出に該当するものであれば、

警察安全相談等としての処理に加えて、同条に従った適切な処理も行うこと。

この場合、処理が必要な事項としては

- ・ 当該相談等が、法第29条の申出の要件を充足しているか否かの判断
- ・ 法第29条の申出であった場合、申出としての受理
(3(1)の申出受理表の作成を含む。)
- ・ 申出人や近隣等への詳細な事情聴取
- ・ 法第29条第2項に規定する「適切な措置」の実施
- ・ 公安委員会への報告

等である。

2 申出の方法

申出の方法については、県民の利便性に配慮した柔軟な運用を行うことがその制度の趣旨にかなうものであり、文書、口頭その他適当な方法により、申し出ることができるものとし、様式の如何にかかわらず、全体の内容から判断して申出に該当すると認められるものは、申出として受け付けること。

(1) 法第29条の規定に基づき、文書により申し出ようとする者には、次に掲げる事項を記載した申出書を提出させること。

ア 申出者の氏名、電話番号及び住所又は勤務先

イ 申出の対象者の氏名等対象者の人定に関する事項

ウ 申出の趣旨

エ その他参考となる事項

(2) 口頭による申出を受け付ける場合には、上記の事項を聴取するよう努めること。

(3) そのほか、全体の内容からして申出に該当するものであれば、Eメール、ファクシミリその他適当な方法による申出も受け付けること。

(4) 法第29条の規定による申出は、同居する者、付近に居住する者又は勤務先が同じである者を対象とすることから、申出者に該当するか否かの判断に資するため、記載事項等に不備がある場合には、できる限り申出時に補足説明を求め、補充調査を行うなどの方法により対応すること。

3 申出の手続

(1) 受付の体制

銃砲等又は刀剣類の所持の許可権限が公安委員会にあることから、公安委員会を宛先としているが、できる限り住民にとって申出をしやすい環境を整備し、不適格者に関する情報を早期に把握して銃砲等又は刀剣類による危害を防止するため、申出者は、警察本部（公安委員会事務担当部署を含む。）及び警察署はもちろんのこと、交番、駐在所等に対してなされたものであっても、法第29

条の規定による申出として取り扱うものとする。

警察署においては、申出を受け付けた者は「申出受理表」（別記様式第1号）を作成し、申出により、提出を受けた文書等と併せて警察署の生活安全課（又は刑事生活安全課）まで報告すること。

また、警察署においては警察署長の決裁後、送付書である「銃砲刀剣類所持者に係る申出の受理」（別記様式第2号）に文書等及び前記申出受理表の写しを添付し、本職に報告すること。

(2) 公安委員会に対する報告

警察本部の危険物行政担当課は、自ら直接受け付けた申出のほか、警察本部の他の所属（公安委員会事務担当部署を含む。）や警察署、交番、駐在所等において受け付けた申出全てについてその整理に当たるとともに、速やかに公安委員会に対する報告を行うこととする。ただし、以前申出がなされたもので、調査の結果該当する事実がなく、その後の状況の変化もないのに、同一内容の申出が繰り返される等定型的な処理その他急訴に類するような迅速に処理すべき申出については、調査及びその結果を踏まえた措置を講じ、その結果の報告と併せて受理の報告を行うことは許容される。

4 申出の処理

(1) 調査等の公安委員会への報告

警察本部は、公安委員会を補佐するため、必要な調査及びその結果を踏まえた適切な措置を執るとともに、その結果を公安委員会に報告することとする。

(2) 必要な調査

「必要な調査」とは、申出の内容により異なるものの、例えば、

- ・ 申出者から、申出の詳細な内容等を聴取すること
- ・ 申出の対象となった者の粗暴な言動が問題となっている場合に、近隣住民や、必要に応じて家族から平素の振る舞いについて聞き取り調査を行うこと（法第13条の2）
- ・ 申出の対象となった者がアルコール中毒者の疑いがある場合に、病院への照会を行うこと（法第13条の2）
- ・ 申出の対象となった者が自殺をするおそれがある場合に、必要に応じて本人に病院への通院の有無等を報告させること（法第12条の3）

等が考えられる。

(3) 調査の報告

申出の対象となった者の住所を所轄する警察署長は、申出内容に関する調査を迅速に進め、その結果を「申出調査結果報告書」（別記様式第3号）及び送付書である「銃砲所持許可者に係る申出に関する調査結果」（別記様式第4号）により速やかに本職に報告すること。

(4) 適当な措置

「適当な措置」とは、申出に対する調査の結果により異なるものの、例えば、

- ・ 実包等を保管委託するよう行政指導を行うこと
- ・ 許可に条件を付すこと（法第4条第2項）
- ・ 危害予防上必要な措置を執るよう指示すること（法第10条の9）
- ・ 立入検査を行うこと（法第10条の6第2項）
- ・ 許可を取り消すこと（法第11条）
- ・ 銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを保管すること（法第13条の3第1項）

等が考えられる。

(5) 措置の報告

申出の対象となった者の住所を所轄する警察署長は、調査結果を踏まえ、迅速かつ適切に必要な措置を講じ、その結果を「申出措置結果報告書」（別記様式第5号）及び送付書である「銃砲所持許可者に係る申出に関する措置結果」（別記様式第6号）により速やかに本職に報告すること。

(6) 銃砲管理業務への入力

警察本部の危険物行政担当課は、3(2)で整理に当たった申出に係る情報のうち、調査を行った結果、事実がないと分かったものを除き、申出を受け付けた日時、申出対象者を管轄する警察署名及び申出の概要を、銃砲管理業務の管理ファイルへ登録するものとする。

(7) 処理結果の通知

公安委員会からの申出人に対する回答は義務付けられているものではないが、申出人に対して調査の結果を通知することが適当な場合もあり得ると考えられる。個別具体の事例に即し、申出の対象者や調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等への配慮の必要性や通知した場合の影響等を総合的に勘案し、適切に判断すること。

(8) 申出に係る事務手続

申出に係る事務手続の流れを別添のとおり示したので参考にされたい。

5 青森県以外に居住する者についての申出が公安委員会になされた場合の取扱い

青森県以外に居住する者についての法第29条の規定による申出を受け付けた場合は、申出者に対し、申出の対象者が居住する住所を管轄する都道府県公安委員会を教示し、改めて当該公安委員会に申出をしてもらうとともに、その旨を警察本部の危険物行政担当課に報告すること。

警察本部の危険物行政担当課は申出処理の円滑化を図るため、当該公安委員会に対し、当該申出について連絡すること。

6 申出に係る情報の取扱い

申出を行った事実が申出の対象者等に知られ、新たなトラブルが発生することがないように、申出人の氏名その他その特定に資する事項に係る情報の取扱いには慎重を期すこと。

7 法第29条の規定による申出に該当しない不適格者情報の処理

申出の対象者が「同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者で銃砲等又は刀剣類を所持するもの」に該当しない場合や匿名のためにこの要件に該当するかが判断できない場合には、当該申出は法第29条の規定による申出には該当しない。ただし、このような場合であっても、銃砲刀剣類所持者の不適格性に関する情報については、法第29条の規定による申出に準じ、誠実に処理すること。

担当 生活安全企画課
営業・危険物係

〔令和4年4月1日以降〕
担当 生活保安課
営業・危険物係

様式第2号

生	●	●	3年
(年3月末まで保存)			

第 号
年 月 日

青森県警察本部長 殿

(所 属 長)

銃砲所持許可者に係る申出の受理

みだしのことについて、別添のとおり、銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定に基づく青森県公安委員会に対する申出を受理したので報告する。

生	●	●	3年
(年3月末まで保存)			

申 出 調 査 結 果 報 告 書

件名			
担当者	年 月 日 ()		
	取扱者	階級	氏名
申出 人	住 所 勤務先 氏 名 (歳) 電話番号	申 出 対 象 者	住 所 勤務先 氏 名 (歳) 電話番号
関係	<input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> 付近居住者 <input type="checkbox"/> 同一勤務先		
区分	<input type="checkbox"/> 事実有り <input type="checkbox"/> 一部事実あり <input type="checkbox"/> 事実無し <input type="checkbox"/> その他 ()		
調 査 結 果			

様式第4号

生	●	●	3年
(年3月末まで保存)			

第 号
年 月 日

青森県警察本部長 殿

警察署長

銃砲所持許可者に係る申出に関する調査結果

月 日付第 号で依頼のあった申出に係る調査結果については、別添のとおりであったので報告する。

申 出 措 置 結 果 報 告 書

件名					
担当者	年 月 日 ()				
担当者	取扱者	階級	氏名		
申出人	住所	勤務先		住所	勤務先
申出人	氏名	(歳)		氏名	(歳)
申出人	電話番号		申出対象者	電話番号	
関係	<input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> 付近居住者 <input type="checkbox"/> 同一勤務先				
措置指示					
措置内容					

様式第6号

生	●	●	3年
(年3月末まで保存)			

第 号
年 月 日

青森県警察本部長 殿

警察署長

銃砲所持許可者に係る申出に関する措置結果

月 日付第 号で依頼のあった申出に係る措置結果については、別添のとおりであったので報告する。

別添 申出事務手続きの流れ

